

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事業

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

- ・ 中心市街地内には、市役所などの行政施設とともに、総合市民センター、郵便局などの公益施設、医療・福祉施設も集積しており、中心市街地における生活利便性は高いといえる。
- ・ 一方で、中心市街地内の高齢化率は高い状態であり、今後も高齢者に対応した利便性の高い機能の充実が求められる。
- ・ 市民アンケート調査では、「誘客力のある施設を建設することに力を注ぎ、まちを訪れる人を増やす」という意見も半数程度を占めており、必要性の高い利用者が多く見込まれる施設の整備が求められている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

- ・ このような状況を踏まえ、今後は、高齢者や若い世帯など、誰もが生活しやすい中心市街地を目指した機能の充実が求められる。
- ・ そのため、JR 江津駅前の大型未利用地に、公共公益複合施設を整備することにより、市民交流の拠点の場を形成するとともに、福祉・子育て・観光機能の強化を図ることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

- ・ 計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 公共公益複合施設建設事業 (観光案内所・市民ギャラリー・子育て支援センター・総合福祉センター・交流広場・駐車場)</p> <p>内容： 市民交流の拠点の場として公共公益複合施設を整備 実施時期： 平成24年度～平成28年度</p>	<p>江津市</p>	<p>江津の玄関口である駅前を市民交流の拠点とするため、市民交流センター機能、総合福祉センター機能、子育て支援機能、観光案内機能を有する公共公益複合施設を整備し、子どもから高齢者まで様々な世代の交流、情報交換や、様々な活動を行う場を創出する。 中心市街地に人を誘導し、交流を促進するために必要な事業である。</p> <p>【公共公益複合施設 完成イメージ】</p> 	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期江津地区)) 実施時期： 平成24年度～平成28年度</p>	<p>—</p>
<p>事業名： 映像設備整備事業</p> <p>内容： 屋外型フルカラーLED映像情報装置を整備 実施時期： 平成27年度～平成28年度</p>	<p>江津市</p>	<p>雨天時でも使用できる公共公益複合施設の交流広場に大型の映像設備を設置することにより、そこに集う人々の情報交換や交流を促し、施設内だけでなく駅前周辺での更なるにぎわいを創出するために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期江津地区)) 実施時期： 平成27年度～平成28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： にぎわい交流施設整備事業</p> <p>内容： 地域交流施設（市民活動スペース、展示スペース、多目的ホール、展望ホール） A=486㎡ 施設内通行部分 A=296㎡ 関連空間整備（緑化施設等） A=730㎡ 実施時期： 平成29年度～令和2年度</p>	江津市	<p>にぎわい交流施設を新庁舎建設と併せて整備することで、地域住民相互の交流促進を図る。</p> <p>住民および来街者の利便性、中心市街地の回遊性を向上させるため必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（江津地区））</p> <p>実施時期 令和元年度～令和2年度</p>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市民交流広場活用事業</p> <p>内容： 交流広場を活用したイベント等を実施</p> <p>実施時期： 平成28年度～</p>	江津市、民間団体、学校等	<p>雨天時でも使用できる公共公益複合施設の市民交流広場を活用して、屋台村など食をテーマとしたイベントや小中学生等が参加できるイベント等を定期的に開催する。</p> <p>中心市街地の賑わいを創出するために必要な事業である。</p>	—	—
<p>事業名： 図書館情報連携事業</p> <p>内容： 市内の図書情報の集約</p> <p>実施時期： 平成30年度～</p>	NPO 法人てごねつと石見	<p>市立図書館や専門学校の図書室の情報（パンフレットや図書の紹介冊子）を公共公益複合施設のフリースペースに設置することで、図書を利用したい市民が施設を訪れ、図書サービスの利便性向上に寄与する。</p> <p>中心市街地に多様な市民を来街させるために必要な事業である。</p>	—	—
<p>事業名： 書籍の電子化事業</p> <p>内容： 書籍の電子化</p> <p>実施時期： 平成28年度～</p>	NPO 法人てごねつと石見	<p>図書サービスの向上のため、図書の電子化を促進させるとともに、それに触れられる電子媒体を公共公益複合施設内に設置する。</p> <p>中心市街地に多様な人を来街させ、賑わいの創出を図るために必要な事業である。</p>	—	—
<p>事業名： 市庁舎整備方針の策定</p> <p>内容： 市庁舎整備方針の作成</p> <p>実施時期： 平成28年度～</p>	江津市	<p>市民に安心・安全な市民サービスの提供や災害時の防災拠点として庁舎機能の確保に努めるため、庁舎の老朽化等の諸問題に対して、最良の整備方針を策定する。</p> <p>中心市街地が安心・安全に暮らすことのできるまちとして形成されることで、定住人口の増加につながるために必要な事業である</p>	—	—